○**財務省令第五号**

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十八日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「　」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） **第十八条**　［略］ 2　地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） **第十八条**　［同上］ 2　地方税法施行規則第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の二の八第二項	［略］	［略］
第十条の二の八第二項第一号	［略］	［略］
第十条の二の八第二項第二号	［略］	［略］
第十条の二の八第二項第三号	［略］	［略］
第十条の二の九第二項	［略］	［略］
第十条の二の九第二項第一号	［略］	［略］
第十条の二の九第二項第二号	［略］	［略］
第十条の二の九第二項第三号	［略］	［略］

第十条の二の六第二項	［同上］	［同上］
第十条の二の六第二項第一号	［同上］	［同上］
第十条の二の六第二項第二号	［同上］	［同上］
第十条の二の六第二項第三号	［同上］	［同上］
第十条の二の七第二項	［同上］	［同上］
第十条の二の七第二項第一号	［同上］	［同上］
第十条の二の七第二項第二号	［同上］	［同上］
第十条の二の七第二項第三号	［同上］	［同上］

［3　略］

［3　同上］